

# 滋賀県文化芸術振興基本方針(第3次) 〈骨子案〉

1. 基本方針の位置づけ
2. 社会情勢の変化等
3. 第2次基本方針の成果と課題
4. 第3次基本方針の策定に向けたポイント
5. 第3次基本方針の基本目標と施策の方向性
6. 第3次基本方針の重点施策

## 文化スポーツ部文化芸術振興課

1

### 1. 基本方針の位置づけ



#### 位置づけ

- 滋賀県文化振興条例第4条に基づく、文化の振興に関する基本的な方針
- 滋賀県基本構想(2019年3月)の政策の方向性との整合を図る。
- 文化芸術基本法第7条の2に基づく、地方文化芸術推進基本計画

#### 文化芸術の範囲等

- 滋賀県文化振興条例の第3章に定める「芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など)」、「地域において継承されてきた文化的資産(有形・無形の文化財、生活文化等)」などを主な対象分野とし、国際交流、産業、観光、福祉、教育等の分野との関連施策も含める。

#### 名称

- 障害者芸術をはじめとした芸術分野の振興を一層図るため、「文化芸術振興基本方針」とする。

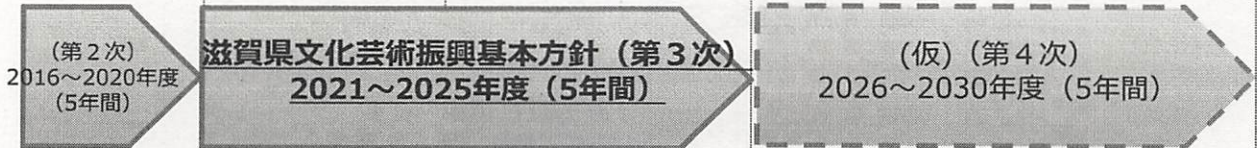
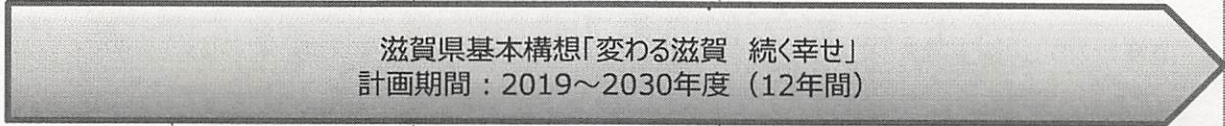
2

# 1. 基本方針の位置づけ

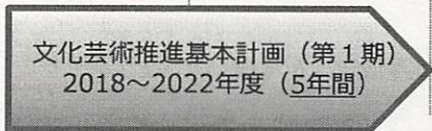
## 計画期間

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
		東京パラ WMG 近美再開館 近畿高文祭	植樹祭 文化庁 移転		国スポ・障スポ 近美40周年	日本国際博覧会(関西万博)		リニア 開通	びわ湖ホール30周年		SDGS

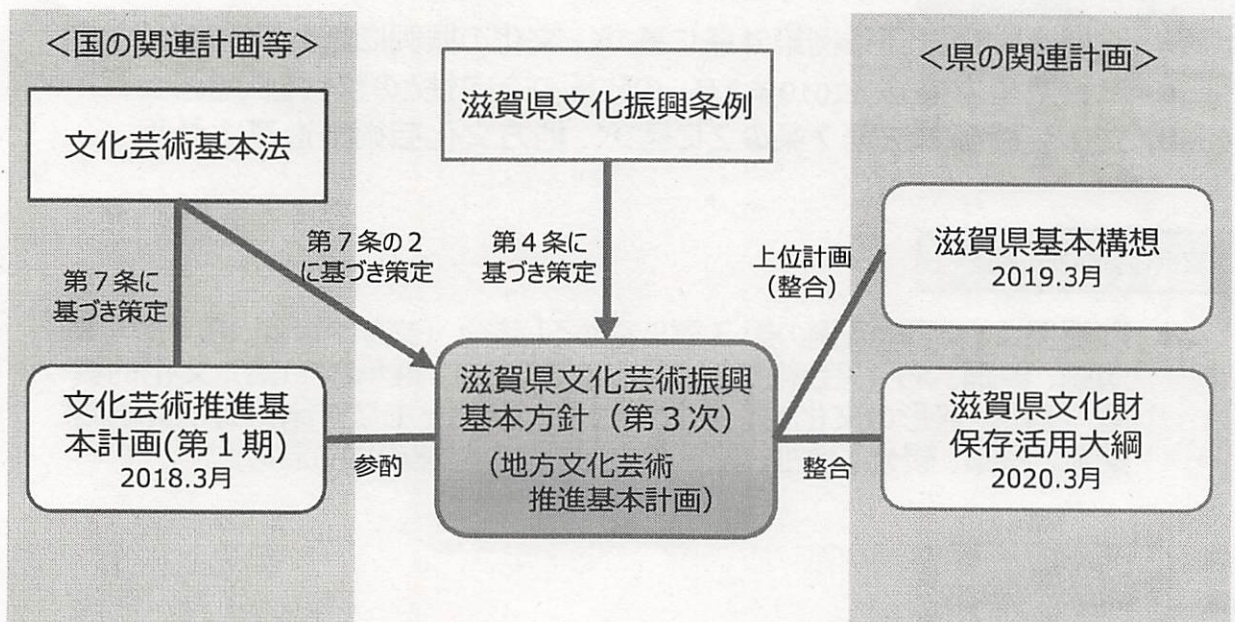
<県>



<国>



## (参考) 基本方針と他の計画等との関連性



## 2. 社会情勢の変化等

### (1) 社会情勢の変化

- 人口減少・高齢化の進行
  - ・ 人口は2013年をピークに**減少傾向**にあるが、2019年は増加（2019年:141.4万人）
  - ・ **高齢者人口**の割合は年々**増加傾向**（2019年:26.0%）
  - ・ 外国人人口は2014年以降**増加傾向**（2019年:33千人（県人口の2.3%））
- 新型コロナウイルス感染症の影響
  - ・ 文化芸術活動の停滞、芸術家等の担い手への影響
  - ・ 「**新しい生活様式**」に対応した表現・鑑賞方法の模索
  - ・ 感染症による損失リスクを抱えた中での興行形態の変化
- 文化芸術に親しむ県民の減少
  - ・ 1年間に文化**創作**活動を行った県民の割合は**減少傾向**（2016年度:70.8% → 2019年度:63.5%）
  - ・ 1年間に芸術文化を**鑑賞**した県民の割合は**減少傾向**（2016年度:78.2% → 2019年度:73.7%）
- 情報社会の進展と技術革新
  - ・ インターネットやSNSの普及による**文化芸術活動の多様化**
  - ・ AIやVR等の新しい技術の出現
- SDGsの取組の加速化
- 文化財の保存継承にかかる環境の変化
  - ・ 過疎化や高齢化等による**地域力の低下**、生活と文化財の関わり希薄化
  - ・ 災害等によるリスクの顕在化
- 外国人観光客の増加
  - ・ 5年で3倍に増加（2013年:20万人 → 2018年:60万人）
  - ・ 感染症の影響により直近は激減（2020年4月:前年同月比97.7%減（国宿泊旅行統計調査））

5

## 2. 社会情勢の変化等

### (2) 国の動向（2016年3月以降）

- 文化芸術振興基本法の改正（2017年6月施行）
  - ・ **年齢、障害の有無、経済的な状況**、居住する地域に関わらず、文化芸術を等しく創造・享受
  - ・ 観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育等の**関連分野との連携**
- 文化経済戦略の策定（2017年12月策定）
  - ・ 文化芸術の振興と経済成長の実現のため、文化芸術への投資拡大や**他分野との連携による価値の創出**等を促進
- 文化芸術推進基本計画の策定（2018年度～2022年度）（2018年3月閣議決定）
  - ・ 文化芸術の**多様な価値**を明確化し、**関連分野との連携**等により総合的な文化芸術政策を推進
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（2018年6月施行）
  - ・ 文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進
- 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（2019年4月施行）
  - ・ **文化財を継承**するため、地域における文化財の計画的な**保存・活用を促進**
  - ・ 文化財保護の事務を、地方公共団体の長が管理・執行可能
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（2020年4月公布）
  - ・ 文化観光拠点を中核とした**地域における文化観光の促進**
- 東京2020大会を契機とした文化プログラムの推進
- 文化庁の京都移転（2022年度全面移転予定）

6

## 2. 社会情勢の変化等



### (3) 県の動向

- 滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」の策定（2019年3月）
  - ・ 自分らしい未来を描くことができる生き方と、その土台として、**SDGs**の特徴でもある、経済、社会、環境の三側面のバランスの取れた**持続可能な滋賀**を目指す（計画期間：2019～2030年度）
    - 誰もが居場所や生きがいを持ち、スポーツや文化芸術等に親しみながら心豊かに生活できる滋賀の実現
- 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定（2020年3月）
  - ・ 障害の有無にかかわらず誰もがともに文化芸術活動に親しみ、活躍する環境を実現
- 滋賀県文化財保存活用大綱の策定（2020年3月）
  - ・ 文化財を未来に継承するため、保存と活用を一層推進
- 文化行政の一元化（2020年4月）
  - ・ 「文化財保護課」を教育委員会から知事部局へ移管し、「文化財活用推進室」を設置
- 「美の滋賀」の発信方策および琵琶湖文化館後継施設の検討
  - ・ 近代美術館および琵琶湖文化館の休館
- 日本遺産（2015年4月当初認定）および日本農業遺産（2019年2月）の認定
  - ・ 滋賀が有する伝統文化や景観等の重要性・希少性を評価
- WMG、国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会および日本国際博覧会の開催
  - ・ 国内外の参加者に滋賀の文化芸術の魅力を発信する機会

7

### (参考)文化芸術活動に関する文化芸術団体等への 聴き取り概要(令和2年5月～6月)



#### 人や活動のつながりの醸成

- 滋賀県は草の根の文化芸術活動は盛んだが、活動が点でしかなく、つながりがない。
- 活動の活性化のため、若者や他の芸術分野との活動のつながりがほしい。
- 地域だけでは文化を守れない時代であり、外国人も含めた外部からの参画・協力を求める必要がある。
- 文化と他分野をつなぐには、多様な主体の関わりが必要。「多様性」も今後のキーワード。

#### 発表や鑑賞の機会の充実

- みんなが気軽に作品を発表できる場や機会がもっと増えると良い。
- 近代美術館の休館によって、発表、鑑賞、交流の機会が減少している。
- 0歳児コンサートやジュニア料金の設定など、文化施設で親子を受け入れる場や機会を作ることが大切。

#### その他

- 若手芸術家が、技術を持つ芸術家から伝承を受けられる場や機会が必要。
- 文化芸術に興味を持ち、足を運ばせるきっかけとしてインターネットは有用。

8

### 3. 第2次基本方針の成果と課題

#### 第2次基本方針の体系

文化振興基本方針

#### ● 滋賀が目指す将来の姿

「多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀」

#### ● 基本目標

～滋賀の文化力を高め、発信することで 地域が元気になっていく姿～

- 1 滋賀ならではの文化を国内外に発信することによりブランド力を高め、滋賀が元気で創造的になっていく
- 2 地域の交流が深まり、文化を大切にできる気運が盛り上がる
- 3 滋賀の豊かな伝統文化や生活文化、芸術文化などに実際に触れ、体験することにより、創造性豊かな子ども・若者が育まれている
- 4 滋賀の伝統文化、生活文化、風景などに気づき、活かし、伝えるとともに、新たに創造される芸術文化などと合わせて文化力が高まる

#### ● 施策の柱

- 1 文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信
- 2 未来の文化の担い手の育成
- 3 県民の主体的な文化活動の促進

#### ● 重点施策

- |                                 |                         |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1 文化による本県ブランド力の向上と国内外への効果的な発信   | 6 新しい豊かさを実感できる文化芸術活動の推進 |
| 2 地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用      | 7 「美の滋賀」づくりの推進          |
| 3 子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実         | 8 自立的な文化活動の促進           |
| 4 若手芸術家等の育成・支援                  | 9 文化活動の環境の整備            |
| 5 文化活動を支える人材（アートマネージャーなど）の育成・支援 |                         |

9

### 3. 第2次基本方針の成果と課題

#### 【施策の柱1】文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信

成果

滋賀の多彩な文化芸術や地域の文化的資産を活用した取組を展開、発信することで、**滋賀ブランドの向上や観光誘客につなげることができた。**

取組

- **本県が誇る多彩な文化芸術の魅力国内外に発信**【重点施策1】
  - ・ びわ湖ホールと各市町の文化施設等が連携した「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」の開催(H30～)
  - ・ 日本遺産や「スカーレット」で注目された信楽焼をテーマとしたキャンペーンの展開(H29～)
  - ・ フランス・ナント市やアメリカ・ミシガン州でのアール・ブリュット作品の展覧等(H29・H30)
- **2020年東京大会に向けて、本県独自の文化プログラムを推進**【重点施策1】
  - ・ 滋賀県文化プログラム取組方針の策定や推進会議の開催による、連携・協働の環境づくりや機運醸成(H29～)
  - ・ 訪日外国人等を対象とした英語版の文化情報紙「Cool Shiga」の発行(H30～)
- **文化財の発掘や保存を進めるとともに、その魅力を活用した取組を展開**【重点施策2】
  - ・ 未指定文化財や有形文化財の保存状況や体制の実態把握の推進
  - ・ 滋賀県文化財保存基金等の活用により指定文化財の保存管理や維持管理を支援
  - ・ 「戦国の近江」地域の魅力発信事業(H28～)など、県ブランド力の向上や観光誘客等につながる取組の展開

課題

- 「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」のような、広域的で発信力のある取組を充実させるため、文化施設をはじめとした**多様な主体が連携・協働できる環境を整えていく必要がある。**
- 文化財等の保存、継承が困難になっているため、文化財等の価値を損なうことなく幅広い活用を推進することで、**理解者の裾野を広げ、多様な主体によって支え合う仕組みづくりを進める必要がある。**

10

### 3. 第2次基本方針の成果と課題



#### 【施策の柱2】 未来の文化の担い手の育成

##### 成果

「ホールの子」事業を定着させるなど、子ども・若者が本物の文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、技術の向上や活躍の機会の創出により若手芸術家等の育成を進めることができた。

##### 取組

- 様々な環境にある子どもや若者に、本物の文化に触れる機会を提供 【重点施策3】
  - ・ 「ホールの子」や近代美術館による出前授業等、本県独自の文化体験学習を展開
  - ・ アウトリーチ事業により、障害をもつ子どもや不登校の子ども等へ文化体験の機会を提供
- 芸術家や伝統的な技術・文化の継承者を育成 【重点施策4】
  - ・ アーティスト・イン・レジデンス等により、若手芸術家の技術の向上や交流の機会を提供
  - ・ 地場産業や祭礼行事等、地域で伝承されてきた技術や文化にかかる継承者の育成等を支援
- 若手芸術家等の発表や活躍の機会の創出による活動支援 【重点施策4】
  - ・ 高等学校総合文化祭や芸術文化祭の開催等による、若者の文化芸術活動の発表機会の確保
  - ・ 次世代アートフェスティバルや「ザ・ファーストリサイタル」等での本格的なリサイタル、次世代文化賞での顕彰
- 文化芸術活動を支える多様な人材を育成 【重点施策5】
  - ・ アートマネジメント研修や舞台技術講習等の開催を通じて、文化施設関係者等の能力向上や連携を強化
  - ・ 各文化施設や次世代文化芸術センターによる文化ボランティアの育成、県によるヘリテージマネージャーの養成

##### 課題

- アウトリーチのさらなる推進等により、子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会を確保する必要がある。
- 芸術家や文化的資産の担い手と県民等をつなぐ役割を果たせる、中間支援的な調整能力を持つ人材の育成や確保、文化施設を支えるボランティアスタッフ等の育成に努める必要がある。
- 市町の文化担当職員や文化施設職員等の役割が重要であり、県と市町の連携の強化や職員が必要な知識の習得や課題を共有できる場を継続的に設ける必要がある。

11

### 3. 第2次基本方針の成果と課題



#### 【施策の柱3】 県民の主体的な文化活動の促進

##### 成果

地域を巻き込んだ文化芸術事業の展開により、県民、芸術家が分野や世代を超えて連携・交流しながら、滋賀ならではの「美」を活用した文化活動や地域づくりを進めることができた。

##### 取組

- 滋賀の「美」を活用した、地域に根ざした文化芸術活動を推進 【重点施策6・7】
  - ・ 芸術家と地域が交流・協働する「アートスポットプロジェクト」(H30～)や地域に密着したアートイベント「美の糸ローアートにどほん!」等の展開
- 県民等の取組を支援することで、自立的な文化芸術活動を促進 【重点施策8】
  - ・ 文化団体等との連携による芸術文化祭の開催や文化施設での県民や地域団体等からの相談対応・支援の実施
  - ・ 「文化・経済フォーラム滋賀」等の活動支援により、企業等の多様な主体の協働による取組を推進
- 誰もが文化芸術活動に参加できるよう、機会や環境づくりを推進 【重点施策9】
  - ・ 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定(R2)および本計画に基づく取組の推進
  - ・ アウトリーチによる病院や福祉施設でのコンサート等の開催、文化施設での親子が参加できる音楽会・展覧会の開催

##### 課題

- 近代美術館の早期の再開館を実現するなど、滋賀の美の鑑賞機会を確保しその魅力を効果的に発信していく方策を早期に検討する必要がある。
- 県民等による自立的な文化芸術活動の活性化にむけて、多様な主体や地域がつながる機会や場づくりが重要である。また、特に若年層において個人やグループによる活動が増えているため、これらの活動をつなぐ方策が求められる。
- 時間的な余裕のなさや文化芸術への関心の低さを理由に、文化芸術に親しむ県民の割合が低下しており、県民が文化芸術に気軽に触れられる機会や興味や関心を持てるきっかけづくりが必要である。

12

# (参考) 評価指標の達成状況



	評価項目	平成26年度 (策定時)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度 (目標)
【施策の柱1】 文化プログラ ムの推進によ る文化的資 産の活用・発 信	①延観光入込客数(1~12月:歴史文化、行祭事・イベ ント)	15,820千人 (H27.1-12)	16,156千人 (H29.1-12)	16,094千人 (H30.1-12)			16,000千 人
	②県関係文化サイトの閲覧数	2,221千件	2,049千件	1,019千件 (※1)	3,030千件	3,096千件	2,665千件
	③国登録有形文化財の数	352件	380件	408件	405件	405件	400件
	④文化財等を活用した県実施事業参加者数	3,431人	3,715人	6,198人	5,058人	4,822人	4,100人
【施策の柱2】 未来の文化 の担い手の 育成	⑤(各県立文化ホール・近代美術館の実施事業において)芸 術鑑賞した小中学生数	26,590人	25,621人	28,899人	27,658人	29,841人	30,000人
	⑥文化芸術の体験学習を行う児童生徒数	10,230人	10,135人	8,594人	9,541人	8,382人	14,000人
	⑦しがこども体験学校参加団体数	134団体	143団体	146団体	155団体	157団体	200団体
	⑧滋賀県芸術文化祭(文学祭、美術展、写真展等)に おける若者(30歳未満)の参加者数	41人	76人	43人	92人	88人	100人
	⑨全国高等学校総合文化祭への派遣人数	278人 (H25年度)	359人	371人	374人	297人	300人
	⑩アートマネジメント研修の施設職員に対する受講割合	19.7%	21.2%	19.9%	18.5%	30.1%	40.0%
	⑪県立文化施設の文化ボランティアの数	576人	593人	550人	606人	598人	700人
【施策の柱3】 県民の主体 的な文化活 動の促進	⑫文化プログラム実施件数	-	4件	151件	253件	221件	300件
	⑬美の資源を活用した地域団体等との連携事業数	27件 (平成27年度予定)	31件	31件	43件	47件	50件
	⑭近代美術館等が事業実施にあたり連携した施設・団体数	70団体 (平成27年度予定)	81団体	228団体	221団体	190団体	100団体
	⑮1年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合	75.7%	70.8%	70.1%	65.9%	63.5%	77.0%
	⑯民間団体等が主催する文化・芸術行事への県の後援件 数	282件	283件	290件	283件	289件	340件
	⑰県内で活動する文化芸術団体・NPO等の数	134団体	145団体	146団体	151団体	152団体	200団体
	⑱1年間に芸術文化を鑑賞したことのある県民の割合	80.1%	78.2%	82.4%	74.4%	73.7%	85.0%

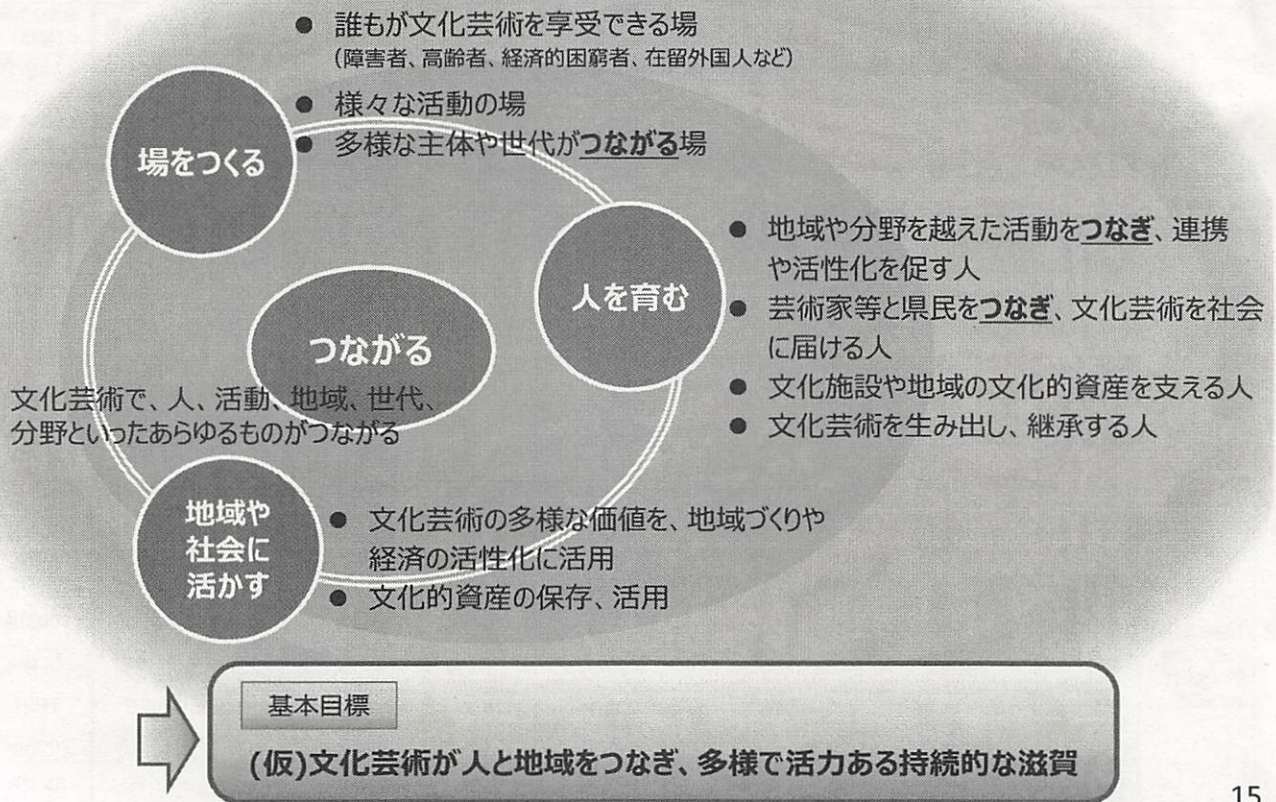
(※1)琵琶湖博物館の数値を除く(HP改編のため算出不可) 13

## 4. 第3次基本方針の策定に向けたポイント



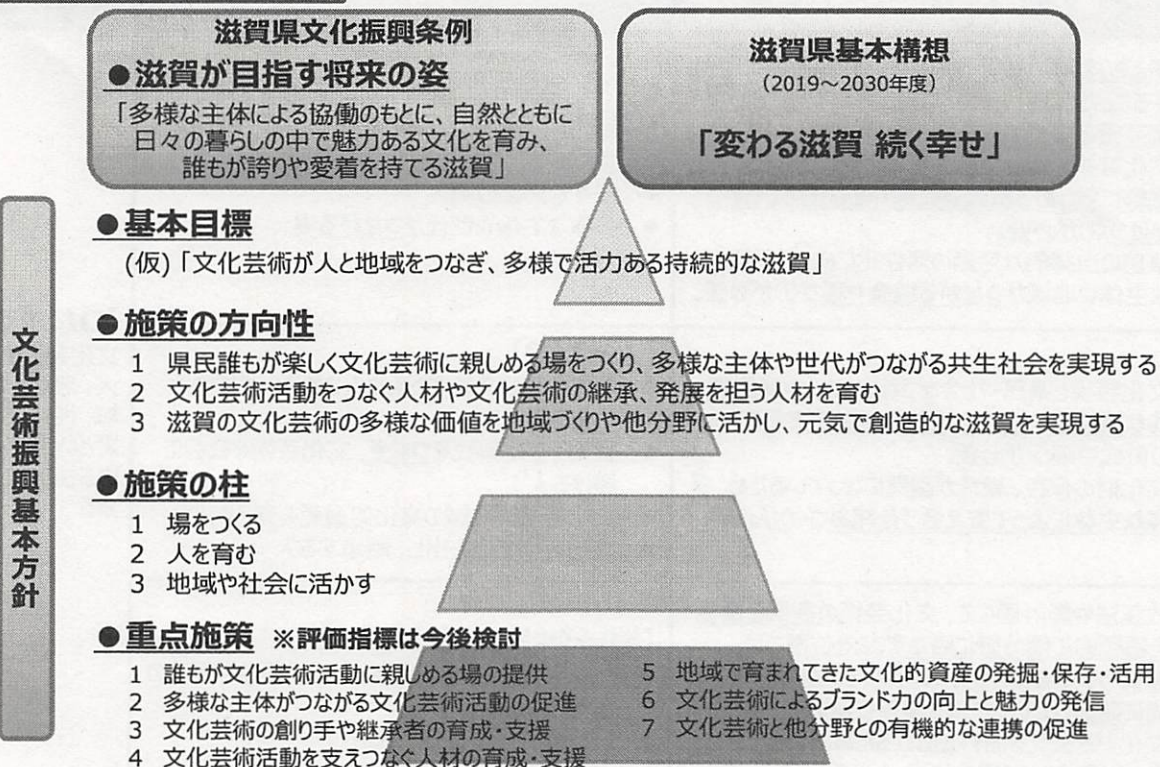
第2次基本方針の主な課題	第3次基本方針の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会を確保</b>することが必要。また、改正法等にて、<b>誰もが文化芸術を享受すべきこと</b>を位置づけ。</li> <li>● 文化芸術に親しむ県民の割合が低下しており、<b>気軽に親しめる機会や興味・関心を持てるきっかけづくり</b>が必要。</li> <li>● 県民の自律的な活動の活性化に向けて、多様な主体や地域が<b>つながる機会や場づくり</b>が必要。</li> </ul>	<p><b>【場をつくる】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが文化芸術を享受できる機会</li> <li>● 様々な活動の場</li> <li>● 多様な主体や世代が<b>つながる場</b></li> </ul>	<p><b>【つながる】</b> 文化芸術で、人、活動、地域、世代、分野といったあらゆるものがつながる</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術と県民・社会をつなぐため、<b>中間支援的な調整能力を持つ人材や活動を支える人材</b>の育成や確保が必要。</li> <li>● 文化財の保存、継承が困難になっているため、<b>多様な主体によって支え合う仕組みづくり</b>が必要。</li> </ul>	<p><b>【人を育む】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や分野を越えた活動をつなぎ、連携や活性化を促す人</li> <li>● 芸術家等と県民をつなぎ、文化芸術を社会に届ける人</li> <li>● 文化施設や地域の文化的資産を支える人</li> <li>● 文化芸術を生み出し、継承する人</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正法や国計画にて、文化芸術の<b>多様な価値を積極的に他分野に活かすこと</b>を位置づけ。</li> <li>● 滋賀の美の鑑賞機会を確保しその魅力を<b>効果的に発信していく方策を早期に検討</b>する必要。</li> <li>● 文化財を支える裾野を広げるため、<b>価値を損なうことなく幅広い活用の推進</b>が必要。</li> </ul>	<p><b>【地域や社会に活かす】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術の多様な価値を、地域づくりや経済の活性化に活用</li> <li>● 文化的資産の保存、活用</li> </ul>	

## 4. 第3次基本方針の策定に向けたポイント



## 5. 第3次基本方針の基本目標と施策の方向性

### 第3次基本方針の体系





# 5. 第3次基本方針の基本目標と施策の方向性



基本目標

(仮)「文化芸術が人と地域をつなぎ、多様で活力ある持続的な滋賀」

施策の方向性

文化芸術の多様な価値で、SDGsの達成に貢献



施策展開の視点  
「つながる」

文化芸術で、人、活動、地域、世代、分野といったあらゆるものがつながる。

場をつくる

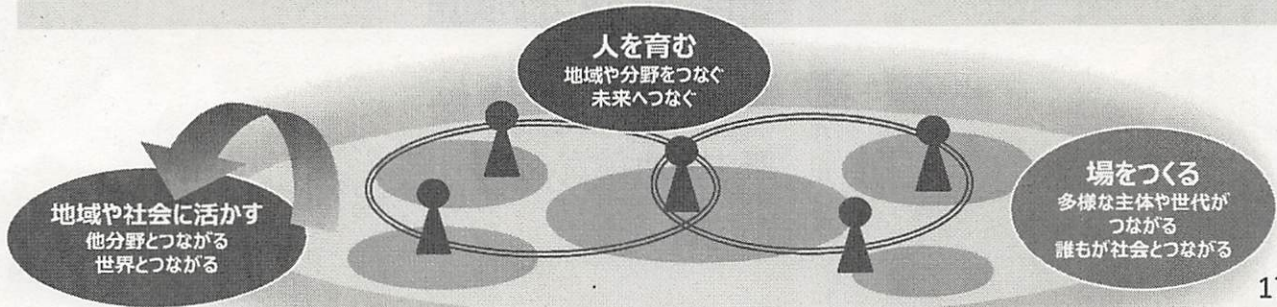
人を育む

地域や社会に活かす

1 県民誰もが楽しく文化芸術に親しめる場をつくり、多様な主体や世代がつながる共生社会を実現する

2 文化芸術活動をつなぐ人材や文化芸術の継承、発展を担う人材を育む

3 滋賀の文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、元気で創造的な滋賀を実現する（「美の滋賀」の推進）



# 6. 第3次基本方針の重点施策



施策の方向性		(参考) 第2次基本方針の重点施策
施策の柱	重点施策	
<b>1 県民誰もが楽しく文化芸術に親しめる場をつくり、多様な主体や世代がつながる共生社会を実現する</b>		
<b>場をつくる</b> 文化芸術に親しむ場の拡充	(1)誰もが文化芸術に親しめる場の提供	(3)子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実 (9)文化活動の環境の整備
	(2)多様な主体がつながる文化芸術活動の促進	(8)自立的な文化活動の促進
<b>2 文化芸術活動をつなぐ人材や文化芸術の継承、発展を担う人材を育む</b>		
<b>人を育む</b> 文化団体等のネットワークの強化	(3)文化芸術活動を支えつなぐ人材の育成・支援	(5)文化活動を支える人材(アートマネージャーなど)の育成・支援
	(4)文化芸術の創り手や継承者の育成・支援	(4)若手芸術家等の育成・支援
<b>3 滋賀の文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、元気で創造的な滋賀を実現する</b>		
<b>地域や社会に活かす</b> 「美の滋賀」の推進	(5)地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用	(2)地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用
	(6)文化芸術によるブランド力の向上と魅力の発信	(1)文化による本県ブランド力の向上と国内外への効果的な発信 (7)「美の滋賀」づくりの推進
	(7)文化芸術と他分野との有機的な連携の促進	(6)新しい豊かさを実感できる文化芸術活動の推進

9月1日 常任委員会 (骨子案)

10月 文化審議会 (素案)

11月 常任委員会 (素案)

文化審議会 (答申案)

12月 文化審議会 答申

常任委員会 (原案)

県民政策コメントの実施

2021年3月 常任委員会 (最終案)

基本方針策定、公表

## 滋賀県文化審議会(第24回)の概要について

- 1 開催日時: 令和2年7月20日(月)10:00~12:00
- 2 開催場所: 滋賀県危機管理センター会議室
- 3 議 題: 滋賀県文化芸術振興基本方針(第3次)骨子案について

### 4 主な意見:

#### 社会情勢の変化等について

- ・ コロナ禍において、皆がつながれる場が非常に大事だと常々感じた。つながろうと思っても、どこに行けばつながれるのかわからない。
- ・ 今後は、インターネットによって文化芸術に触れる機会が増えていくのではないか。ただし、バーチャルと実物は両輪で進めていくべき。
- ・ 県政モニターのアンケート結果について、自分たちのしている活動が文化芸術活動と感じていない人もいないのではないか。
- ・ 祭りに参加してくれる若者が減っており、継承が難しくなっている。祭りは、文化の継承や人々のつながりにおいても重要。

#### 第2次基本方針の成果と課題について

- ・ ホールの子事業は評価するが、多様な子ども・若者を支援する活動をさらに進めてほしい。
- ・ 所得格差が生じている中で、経済的に裕福でない人々に、どのように文化に親しんでもらえるか、文化というものを理解できるような環境をいかに提供していけるかが重要。
- ・ 育てた人材のその後のフォローが重要。育てて輩出しただけでは、活躍も定着もできない。

#### 第3次基本方針の基本目標と施策の方向性等について

- ・ 第3次基本方針では、県民が文化芸術をきちんと享受できるような環境を整えるとともに、文化芸術によって、社会の様々な課題を解決して、よりよい地域社会をつくっていくことが求められる。
- ・ コロナ禍で皆がつながる場は大事であり、インターネットの存在はありがたい。第3次基本方針では、「つながり」は非常に大事なキーワード。
- ・ 多様性は今後の一つの柱になると感じる。障害者を含め、いろいろな方に対する多様性を考えた施策が大事。
- ・ 誰もが文化芸術を享受できる場の例示として、障害者、高齢者、経済困窮者、在留外国人に加えて、「勤労世代」をターゲットに入れることで、本来の「誰もが」の意味となり、自分事としても考えられるのではないか。
- ・ 県内市町とどのように連携するかといった点も大事。